

## ひょうごグリーンサポーター登録実施要項

### 1 目的

この実施要項は、環境学習・教育を推進するため、小学校3年生で実施する「環境体験事業」や幼児を対象に幼稚園、保育所が実施する「ひょうごっこグリーンガーデン事業（幼児期の環境学習）」などの地域における子どもたちの環境学習・教育にかかる活動を支援する「ひょうごグリーンサポーター」（以下「サポーター」という。）の登録及び登録された支援情報の活用について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 登録要件

サポーターの登録要件は次のとおりとする。

- (1) 環境学習・教育を推進するため、小学校、幼稚園・保育所等が実施する子どもたちの環境学習・教育にかかる活動を支援する意欲を持つもの
- (2) 支援にあたり、県、市・町等の関係機関及び学校、幼稚園・保育所等子どもたちの環境学習・教育を実施する機関と緊密に連携をとれるもの

### 3 登録申請

サポーターの申請を行おうとするものは、ひょうごグリーンサポーター登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、知事へ提出するものとする。

### 4 登録事項の変更

サポーターは登録事項に変更が生じたときは、ひょうごグリーンサポーター登録変更届（様式第1号）に必要事項を記入の上、速やかに知事に届け出るものとする。

### 5 登録の期間

サポーターの登録期間は、原則として、登録の日から登録の日が属する年度の末日までとし、それ以降については自動更新とする。

### 6 登録の抹消

知事は、サポーターが次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、登録を抹消することができるものとする。

- (1) サポーターから取消しの申出があったとき
- (2) サポーターが死亡したとき
- (3) サポーターの住所変更等で連絡がとれなくなったとき
- (4) その他サポーターとして活動することが適当でないと認められるとき

## 7 サポーター情報の活用

サポーター情報の活用については、次のとおりとする。

- (1) 登録されたサポーターの情報は、原則として、グリーンサポーター活動情報ファイルに掲載する。ただし、サポーターの同意が得られない場合はこの限りではない。
- (2) グリーンサポーター活動情報ファイルは、県下の小学校、幼稚園・保育所など知事が指定する機関に提供するものとする。
- (3) 知事は、必要に応じて、サポーター情報の提供にかかる事務を第三者に委ねることが出来るものとする。この場合についても、知事は、第三者に対し、個人情報の保護について必要な措置を講ずるものとする。

## 8 その他

その他サポーターに関する事項は次のとおりとする。

- (1) 指導に要する軽費については、依頼者及びサポーター双方の協議により決定するものとする。
- (2) 事業の実施については、双方の責任において直接行うものとし、疑義が生じた場合は、双方が協議して解決するものとする。
- (3) この実施要項に定めるもののほか、ひょうごグリーンサポーター登録に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

### 附 則

この実施事項は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この実施事項は、平成23年4月1日から施行する。